

逗子市情報公開条例及び解釈運用基準の一部改正(案) (一定期間経過後の情報の公表の見直し)に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 令和7年10月15日(水)～11月14日(金)

2. 意見の数 4件

3. 意見提出人数 1人(郵送0人、FAX0人、メール1人、持参0人 / 個人1人、団体0件)

4. 意見内容の概要

区分	件数
逗子市情報公開条例第18条第3項の規定の改正についての意見	3件
解釈運用基準第6条の2関係の規定の改正についての意見	1件
合計	4件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	3件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	
合計		4件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
逗子市情報公開条例第18条第3項の規定の改正について の意見	1	情報公開請求された情報と規定により非公開とされた情報を電子文書化してクラウド上において保管することが、はたして機密性の向上及び安全性の向上を図れるのか心配です。情報漏洩、改ざん及び滅失等のリスクがあることを考えますと複数クラウドへの分散化やデータの複製化等の対策を規定に盛り込むべきではないか。	■	1件	アクセス制御されたサーバ上と独立した記録媒体に分散してデータ保存することを想定しています。 なお、対策については、解釈運用基準に規定してまいります。
	2	電子文書の写しをCD-Rなどクラウド上以外の記憶媒体で保管してから20年～50年経過後に、その記憶媒体を読み取る機器が果たして存在しているのか心配です。原本の電子文書が保存されている記憶媒体は、ある保存期間が経過したら最新の記憶媒体に複写することにして、古い記憶媒体は廃棄するよう市文書管理規則を改正したらどうか。	■	1件	技術の進歩に合わせ、その時点での適切な記録媒体に定期的に保存データを入れ替えて保存することを想定しています。 なお、本件運用については、解釈運用基準に規定してまいります。
	3	所管課がスキャン等で作成した情報公開関連文書の電磁的記録やクラウド上に保存された電磁的記録が、紙の原本と比較して改ざん、脱漏及び滅失が無いことを確認する規定を盛り込むべきではないか。そのために紙の原本はある程度の保存期間は必要だし、破棄するにあたり慎重さを求める。	■	1件	紙の原本は、文書の所管課が、本来の文書保存期間に従って保存し、保存期間終了後廃棄されます。情報公開関連文書のスキャン等データは情報公開課が作成し、所管課と情報公開課双方が保存することにより原本性を担保します。
解釈運用基準第6条の2関係の規定の改正について の意見	4	市ホームページでのみ公表の可否の判断結果を掲載するということは、インターネットなどの情報通信技術を活用できる市民は判断結果の確認に関わる利便性が向上する一方、高齢で目が不自由である、低所得で電子計算機を購入できない、肢体が不自由で操作ができない等の理由で情報通信技術を活用できない市民は確認できないことになるため、代替手段を用意するなどして市民間で格差が生じることのないよう配慮すべきではないか。	□	1件	判断結果は、市ホームページのほか、情報公開課窓口で閲覧可能とします。
合計				4件	